

総則等の構成に関する資料

幼稚園教育要領等の変遷

昭和
23年
刊行

保育要領(文部省刊行)

- ・国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引(手引書的性格の試案)
- ・幼児期の発達の特質、生活指導、生活環境等について解説
- ・保育内容を「楽しい幼児の経験」として12項目に分けて示す

昭和
31年
刊行

幼稚園教育要領(文部省編集)

(実施) 昭和31年4月1日実施

- ・幼稚園の教育課程の基準としての性格を踏まえた改善
- ・学校教育法に掲げる目的・目標にしたがい、教育内容を「望ましい経験」(6領域(健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画制作))として示す
- ・小学校との一貫性を配慮

昭和
39年
改訂

幼稚園教育要領(文部省告示)

(実施) 昭和39年4月1日実施

- ・幼稚園教育の課程の基準として確立(初の告示化)
- ・教育内容を精選し、原則として幼稚園修了までに幼児に指導することを「望ましいねらい」として明示
- ・6領域にとらわれない総合的な経験や活動により「ねらい」が達成されるものであることを明示
- ・「指導及び指導計画作成上の留意事項」を示し、幼稚園教育の独自性を一層明確化

平成
元年
改訂

幼稚園教育要領(文部省告示)

(実施) 平成2年4月1日実施

- ・「幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものである」ことを「幼稚園教育の基本」として明示
- ・幼稚園生活の全体を通してねらいが総合的に達成されるよう、具体的な教育目標を示す「ねらい」とそれを達成するための教師が指導する「内容」を区別し、その関係を明確化
- ・6領域を5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)に再編成し整理

平成
10年
改訂

幼稚園教育要領(文部省告示)

(実施) 平成12年4月1日実施

- ・教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を果たすべきことを明確化
- ・教育課程を編成する際には、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえることを明示
- ・各領域の「留意事項」について、その内容の重要性を踏まえ、その名称を「内容の取扱い」に変更
- ・「指導計画作成上の留意事項」に、小学校との連携、子育て支援活動、預かり保育について明示

平成
20年
改訂

幼稚園教育要領(文部科学省告示)

(実施) 平成21年4月1日実施

- ・幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実
- ・幼稚園と家庭の連続性を確保するため、幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育の理解を深めるための活動を重視
- ・預かり保育の具体的な留意事項を示すとともに、子育ての支援の具体的な活動を例示

学習指導要領の法的性格

- 教育課程を編成する主体は学校である。(小学校学習指導要領第1章総則第1の1。中学校、高校も同様。幼稚園教育要領第1章総則の第2))
- 学習指導要領等は、学校教育の水準を確保するために、学校教育法及び同施行規則の規定に基づいて文部科学大臣が教育課程の基準として示すものであり、各学校が教育課程の編成及び実施を行うに当たっては、これに従わなければならないものである。
(児童生徒が目標を達成することを義務付けるものではなく、各学校が、教育基本法、学校教育法、学習指導要領に掲げる目標を達成するよう教育を行う必要があるとしている。)
- 同時に、児童生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である。(学習指導要領の「基準性」と呼ばれている)
また、学習指導要領に示す教科等の目標、内容等は中核的な事項にとどめられ、大綱的なものとなっている。

学校教育法(抄)

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。第33条 小学校の教育課程に関する事項は、第二十九条及び第三十条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

学校教育法施行規則(抄)

第38条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

第52条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

幼稚園教育要領 第1章 総則

第2 教育課程の編成

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。

これらを踏まえ、各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

小学校学習指導要領 第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

1. 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校教育法、同施行規則、学習指導要領等、解説書等の関係

日本国憲法

教育を受ける権利、義務教育について規定。

教育基本法

教育の目的、教育の目標、教育の機会均等、義務教育、学校教育、大学、家庭教育、社会教育等を規定。

学校教育法

各学校段階ごとの目的、目標、修業年限を規定。また、教科に関する事項は文部科学大臣が定めることを規定。

学校教育法施行規則
(文部科学省令)

各学校段階ごとの各教科等の構成、年間標準授業時数を規定。
また、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する学習指導要領等によることを規定。

学習指導要領
(文部科学省告示)

※幼稚園は幼稚園教育要領

全国的に一定の教育水準を確保するなどの観点から、各学校が編成する教育課程の基準として、国が学校教育法等の規定に基づき各教科等の目標や大まかな内容を告示として定めているもの。教育課程編成の基本的な考え方や、授業時数の取扱い、配慮事項などを規定した総則と、各教科、道徳及び特別活動の目標、内容及び内容の取扱いを規定。

学習指導要領解説
※幼稚園は幼稚園教育要領解説

大綱的な規準である学習指導要領等の総則及び各教科等の記述の意味や解釈など詳細について説明するために文部科学省が作成。

指導資料・事例集等

学習指導要領等を踏まえた指導を行う際に参考となる資料、事例等をまとめたもの。

学校管理規則
(教育委員会規則)

法令や条例等に反しない範囲で、教育委員会が、教育課程について必要な規則(授業日数、教育課程の編成や行事、教材使用等の手続きなど)を定めることを規定。

○「告示」には様々な形式、効果のものが含まれるが、学習指導要領は、学校教育法及び同施行規則に根拠を有し、単なる指導助言文書ではなく法的基準性のあるものである。
(S51.5.21最高裁判決)

○同時に、学習指導要領は大綱的な基準であり、各学校が創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開することが期待されている。(小総則第1の1など)

○法律等と異なり、告示するフォーマット等は定型化されていないが、上記のような性格を踏まえた記載にする必要はある。

○学習指導要領等の改訂と合わせて作成する。
○緊急の必要がある場合には学習指導要領の改訂とは別途、解説の一部改訂を行うことがある。(平成24年領土及び自然災害についての改訂を実施)

○文章による説明のほか、図表による説明(理科における系統表、総合的な学習の時間における探究活動のイメージなど)を交えて解説。全教科等の解説に、道徳の内容の学年段階・学校段階一覧を掲載。

(注)幼稚園、小中学校については、平成元年以前は「指導書」としていたが、学習指導要領等と同様の拘束力を有すると誤解されるとの指摘もあったため、その位置付けを一層明確にする観点から、高等学校と同様に「解説」に改めた。

○各教科等で活用するもの、言語活動のように教科横断的に取り組むべきことなど多様なものを含んでいる。冊子、リーフレット、映像資料(DVD)等。

○高校については、設置者が専門教科の標準単位数や学校設定科目等に関して規定しているほか、教育課程編成の手引き等を作成し、留意事項等を示していることが一般的。

教育課程に関連し学校が作成するもの等

学則
(公立小中学校を除く)

修業年限、学年、学期及び休業日、部科及び課程の組織、教育課程及び授業日時数、学習の評価及び課程修了の認定に関する事項、入学・退学・転学・休学及び卒業に関する事項など

教育課程

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画【小学校学習指導要領解説総則編】(学校として作成する)

- 教育課程は、各学校が作成する。
- 公立学校は、設置する教育委員会が定める学校管理規則により、毎年度、教育課程の届出を行う。
- 様式や内容は各教育委員会により異なるが、例えば、小中学校の場合には、
 - ①教育目標
 - ②指導の重点、方針
 - ③各教科、総合的な学習の時間、学級活動等の時数
 - ④学校行事および児童会・生徒会活動等の時数などを、各教育委員会が定める様式等により、前年度の定められた時期までに届けることとされていることが一般的。

全体計画

教科横断・学校全体で取り組むための計画
学習指導要領上、道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動について全体計画を作成することとなっている。
(学校として作成する)

教科等ごと、学年ごとの
指導計画

各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画
(学級担任、教科担任等が作成)

- 年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。

その他学校が作成する
計画など

学習指導要領に規定はないが、他の法令や計画等により作成が求められているものなど

- 学校安全教育(学校保健安全法)、食に関する指導(食育基本法)などのように、他の法令や、法令に基づく計画等により作成することとされているものもあれば、各学校が独自に作成しているものもある。

障害のある幼児児童生徒の個別の指導計画
個別の教育支援計画

障害のある児童などについて、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画(個別の指導計画)、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)を必要に応じて作成することとなっている。

【小学校学習指導要領総則第4-2(幼稚園、中学校、高等学校も同じ)】

- 幼児児童生徒が進学した場合等において、学校は、抄本または写しを進学先の学校に送付しなければならない。
- 指導に関する記録としては、各教科、総合的な学習の時間、特別活動の記録、行動の記録、総合所見等を記録。

指導要録

学校は、児童等の学習及び健康の状況を記録した書類として作成しなければならない。

現行幼稚園教育要領等の構成

幼稚園教育要領の構成

第1章 総 則

幼稚園教育の基本、教育課程の編成、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

五つの領域〈健康、人間関係、環境、言葉、表現〉ごとに、ねらい、内容、内容の取扱いを規定

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

指導計画の作成に当たっての留意事項（一般的な留意事項、特に留意する事項）、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 幼稚園教育の基本

- ・生涯にわたる人格形成の基礎
- ・学校教育法第22条の目的の達成
- ・幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育
- ・幼児の主体的な活動、幼児期にふさわしい生活の展開
- ・幼児の自発的な活動としての遊びを通じた指導、幼稚園教育のねらいの総合的な達成
- ・幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導
- ・幼児一人一人の行動の理解と予測に基づき、計画的に環境を構成

第2 教育課程の編成

- ・家庭との連携を図りながら幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成
- ・創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程の編成
- ・具体的なねらいと内容の組織
- ・入園から修了に至るまでの長期的な視野をもった充実した生活の展開
- ・教育週数（39週を下回らないこと）
- ・1日の教育時間（4時間を標準とする）

第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

- ・地域の実態や保護者の要請による、いわゆる「預かり保育」の実施
- ・家庭や地域における幼児期の教育の支援

学校学習指導要領の構成と改善の視点（たたき台）

平成27年12月22日
総則・評価特別部会
参考資料2

小学校学習指導要領の構成

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、小学校学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか

論点整理を踏まえて追加
又は整理すべき視点(例)

第1章 総 則

教育課程の編成、実施について
各教科等にわたる通則的事項を規定

第2章 各 教 科

各教科ごとに、
目標、内容、内容の取扱いを規定

第1節	国 語	第6節	音 楽
第2節	社 会	第7節	図画工作
第3節	算 数	第8節	家 庭 育
第4節	理 科	第9節	体 育
第5節	生 活		

第3章 特別の教科 道徳※

第4章 外国語活動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特 別 活 動

第1 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・学力の3要素、言語活動の充実、児童の学習習慣の確立
- ・道徳教育 ・体育 ・健康に関する指導

第2 内容の取扱いに関する共通的事項

- ・発展的内容の指導と留意点
- ・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方
- ・複式学級

第3 授業時数の取扱い

- ・年間の授業日数（週数）
- ・児童会活動、クラブ活動、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
 - ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
 - ・2学年を見通した指導
 - ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
 - ・合科的・関連的な指導
- 2 その他の配慮
 - ・言語活動の充実
 - ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - ・学級経営の充実、生徒指導の充実
 - ・児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動
 - ・学習課題の選択や自らの将来について考える機会
 - ・個に応じた指導の充実 ・障害のある児童への指導
 - ・海外から帰国した児童等への適切な指導
 - ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
 - ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
 - ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
 - ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

学校生活の核となる教育課程の意義

小学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等

(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

※ 平成30年度より

青字は、中学校学習指導要領には示されていない観点

中学校学習指導要領の構成

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、高等学校学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか

論点整理を踏まえて追加又は整理すべき視点(例)

青字は、小学校学習指導要領には示されていない観点

第1章 総 則

教育課程の編成、実施について各教科等にわたる通則的事項を規定

第2章 各 教 科

各教科等ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

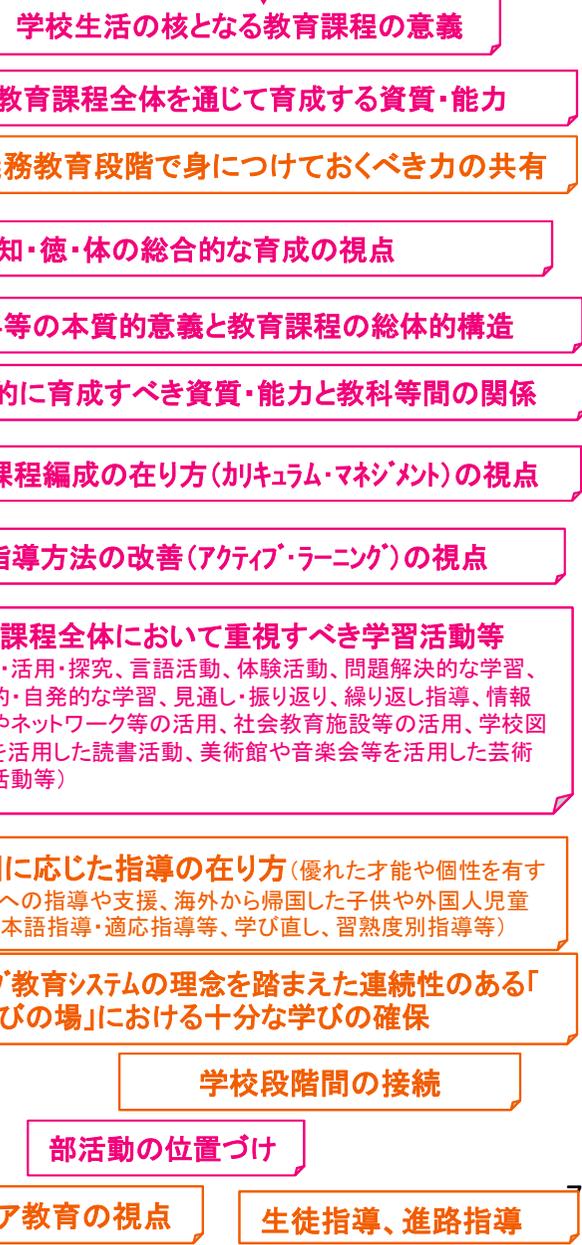
第1節	国 語	第6節	美 術
第2節	社 会	第7節	保健体育
第3節	数 学	第8節	技術・家庭
第4節	理 科	第9節	外 国 語
第5節	音 楽		

第3章 特別の教科 道徳※

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特 別 活 動

- 第1 教育課程編成の一般方針**
 - ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標、学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
 - ・道徳教育 ・体育・健康に関する指導
- 第2 内容の取扱いに関する共通的事項**
 - ・発展的内容の指導と留意点 ・指導の順序の工夫
 - ・学年の目標及び内容の示し方 ・複式学級 ・選択教科の開設
- 第3 授業時数の取扱い**
 - ・年間の授業日数(週数) ・生徒会活動、学校行事
 - ・1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
 - ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
 - ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え
- 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項**
 - 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
 - ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
 - ・2学年を見通した指導
 - ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
 - 2 その他の配慮
 - ・言語活動の充実
 - ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - ・生徒指導の充実 ・進路指導の充実 ・ガイダンス機能の充実
 - ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
 - ・個に応じた指導の充実 ・障害のある生徒の指導
 - ・海外から帰国した生徒等への適切な指導
 - ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
 - ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
 - ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
 - ・部活動の意義や留意点
 - ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会



※ 平成31年度より

高等学校学習指導要領の構成

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、中学校学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか

論点整理を踏まえて追加
又は整理すべき視点(例)

第1章 総 則

教育課程編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目等の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数、内容等の取扱いに関する共通の事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項等について規定

第1款 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育 ・体育・健康に関する指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

第2款 各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各教科、科目及び総合的な学習の時間の単位数等
- ・学校設定教科、科目

第3款 各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科、総合学科における各教科・科目の履修等

第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

2 各教科・科目等の内容等の取扱い

3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

- ・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
- ・各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
- ・義務教育段階での学習内容の確実な定着
- ・道徳教育の全体計画の作成

4 職業教育に関して配慮すべき事項

- ・普通科における配慮事項 ・専門学科における配慮事項
- ・進路指導等の充実

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

- ・言語活動の充実 ・個々の生徒の特性等の伸張
- ・生徒指導の充実 ・キャリア教育の推進
- ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・個に応じた指導の充実 ・学習の遅れがちな生徒などへの配慮
- ・障害のある生徒などへの配慮
- ・海外から帰国した生徒などへの適切な指導 ・情報モラル、情報活用能力
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実 ・部活動の意義と留意点
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

第6款 単位の修得及び卒業の認定

- ・単位の修得の認定 ・卒業までに修得させる単位数
- ・各学年の課程の修了の認定

第7款 通信制の課程における教育課程の特例

第2章 各学科に共通する各教科

各教科・科目ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特別活動

青字は、小・中学校学習指導要領には示されていない観点

学校生活の核となる教育課程の意義

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

高等学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等
(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

現行特別支援学校幼稚部教育要領の構成

特別支援学校幼稚部教育要領

青字は、幼稚園教育要領には示されていない観点

第1章 総 則

幼稚部における教育の基本、教育の目標、教育課程の編成

第2章 ねらい及び内容

- ・「健康、人間関係、環境、言葉、表現」のねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すものに準ずるが、指導に当たっては幼児の障害の状態等に十分配慮する。
- ・自立活動のねらい、内容、指導計画の作成と内容の取扱い

第3章 指導計画の作成に当たっての留意事項

指導計画の作成に当たっての留意事項（一般的な留意事項、特に留意する事項）

第1 幼稚部における教育の基本

- ・生涯にわたる人格形成の基礎
- ・学校教育法第72条の目的の達成
- ・幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育
- ・幼児の主体的な活動、幼児期にふさわしい生活の展開
- ・幼児の自発的な活動としての遊びを通じた指導、幼稚部の教育のねらいの総合的な達成
- ・幼児一人一人の特性に応じ、発達課題に即した指導
- ・幼児一人一人の行動の理解と予測に基づき、計画的に環境を構成

第2 幼稚部における教育の目標

- ・家庭との連携を図りながら障害や発達の程度を考慮し、学校生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう、学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うこと

第3 教育課程の編成

- ・幼稚部における教育の目標の達成に努めることにより義務教育及びその後の教育の基礎を培う
- ・創意工夫を生かし、幼児の障害や発達の程度及び学校や地域の実態に即応した適切な教育課程の編成
- ・具体的なねらいと内容の組織
- ・入園から修了に至るまでの長期的な視野をもった充実した生活の展開
- ・教育週数(39週を下回らないこと) ・1日の教育時間(4時間を標準とする)

特別支援学校の教育要領・学習指導要領の構成については、本特別部会の議論も踏まえつつ、特別支援教育部会において検討

現行特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の構成

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

青字は、小・学校の学習指導要領には示されていない観点

第1章 総 則

第2章 各 教 科

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- ・教科の目標、内容は、小学校・中学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする
- ・特に配慮すべき事項について視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱のそれぞれについて記載

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- …(小学部) 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育
- …(中学部) 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、(必要に応じ) 外国語

第3章 特別の教科 道徳

※ 小学部は平成30年度、中学部は平成31年度から

第4章 外 国 語 活 動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特 別 活 動

第7章 自 立 活 動

第1節 教育目標

小学校、中学校に準じた目標、小学部・中学部を通じて障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと

第2節 教育課程の編成

第1 一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮した適切な教育課程の編成
- ・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育 ・体育・健康に関する指導 ・自立活動の指導、自立活動と各教科等との関連

第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

- ・すべての学校で取り扱わなければならない事項 ・発展的内容の指導と留意点
- ・指導の順序の工夫 ・2学年にまたがる目標・内容 ・複式学級 ・選択教科の開設
- ・知的障害者である生徒に対する教育を行う中学部における各教科等の履修
- ・知的障害の状態や経験等に応じた指導内容の設定

第3 授業時数等の取扱い

- ・小学校、中学校に準じた総授業時数 ・総合的な学習の時間に当てる授業時数
- ・自立活動の時間に当てる授業時数 ・授業週数 ・1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割 ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画

- ・各教科、各学年間の相互の関連、系統的・発展的指導 ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
- ・合科的・関連的指導 ・個別の指導計画の作成と適切な評価・改善
- ・家庭、地域との連携、学校相互の連携、小学校・中学校の児童生徒との交流及び共同学習、地域の人々等と活動を共にする機会

2 その他の配慮

- ・個別の指導計画に基づく指導方法や指導体制の工夫改善
- ・重複障害者の指導のための教師間の協力、専門家の指導・助言
- ・言語活動の充実 ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
- ・生徒指導の充実、中学部における進路指導の充実 ・小学部における学習課題等の選択、自らの将来について考える機会を設けるなどの工夫、中学部におけるガイダンス機能の充実
- ・児童生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動 ・海外から帰国した生徒等への適切な指導
- ・通学困難な児童生徒に対する教員の派遣を行う場合の指導方法や体制の工夫
- ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用、障害の状態や特性等に即した教材・教具の工夫
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上 ・児童生徒の障害の状態に応じた保健及び安全への留意
- ・家庭及び地域、関係機関との連携を図り個別の教育支援計画の作成

- ・部活動の意義や留意点 ・地域における特別支援教育のセンターとしての役割、校内体制の整備と他校との連携
- #### 第5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

現行特別支援学校高等部学習指導要領の構成

特別支援学校高等部学習指導要領

第1章 総 則

第2章 各 教 科

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- ・高等学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとするほか、以下の教科を設定
(視覚障害)保健医療、医療、理学療法
(聴覚障害)印刷、理容・美容、クリーニング、歯科技工
- ・特に配慮すべき事項について視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱のそれぞれについて記載

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- ・各学科に共通
国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報
- ・主として専門学科において開設
家政、農業、工業、流通・サービス、福祉

第3章 道 徳

(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校)

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特 別 活 動

第6章 自 立 活 動

第1節 教育目標

・学校教育法第72条の目的の実現のため、学校教育法第51条の高等学校の目標、生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。

第2節 教育課程の編成

第1款 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等との関係
- ・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育
- ・体育・健康
- ・自立活動の指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修等

- ・卒業までに履修させる単位数
- ・各学科に共通する各教科、主として専門学科において開設される各教科
- ・学校設定教科、科目
- ・各教科、科目及び総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

第3款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各学科に共通する各教科等
- ・主として専門学科において開設される各教科
- ・学校設定教科
- ・各教科、道徳、及び総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

2 各教科・科目等の内容等の取扱い

- ・発展的内容の指導
- ・学期の区分に応じた単位ごとの分割
- ・基礎的・基本的な事項への重点等内容を適切に選択した指導
- ・生徒の知的障害の状態や経験等に応じた指導内容の設定

3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

- ・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
- ・各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
- ・個別の指導計画の作成と評価、指導の改善
- ・義務教育段階での学習内容の確実な定着
- ・道徳教育の全体計画の作成
- ・家庭や地域社会との連携、学校相互の連携・交流、高等学校の生徒等との交流や共同学習、地域の人々等と活動を共にする機会

4 職業教育に関して配慮すべき事項

- ・普通科における配慮事項
- ・専門学科における配慮事項
- ・進路指導等の充実

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

- ・個別の指導計画に基づく指導方法や指導体制の工夫改善等
- ・重複障害者への指導
- ・言語活動の充実
- ・ガイダンス機能の充実
- ・生徒指導の充実
- ・キャリア教育の推進
- ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・学習の遅れがちな生徒などへの配慮
- ・海外から帰国した生徒などへの適切な指導
- ・情報モラル、情報活用能力、教材・教具の創意工夫
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・実験・実習に当たっての安全と保健への留意
- ・家庭や地域、関係機関との連携を図る個別の教育支援計画の作成
- ・部活動の意義と留意点
- ・特別支援教育のセンターとしての役割等

第5款 単位の修得及び卒業の認定

- ・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒の単位修得、卒業までに習得させる単位数、各学年の課程の修了の認定
- ・知的障害者である生徒の全課程の修了の認定

第6款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

第7款 専攻科

(参考) 総則、第3章の変遷(幼稚園)

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
第I章 幼稚園教育の目標	第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
	1 基本方針	1 幼稚園教育の基本	1 幼稚園教育の基本	第1 幼稚園教育の基本
	2 教育課程の編成	2 幼稚園教育の目標	2 幼稚園教育の目標	第2 教育課程の編成
		3 教育課程の編成	3 教育課程の編成	第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
第III章 指導計画の作成とその運営	第3章 指導および指導計画作成上の留意事項	第3章 指導計画作成上の留意事項	第3章 指導計画作成上の留意事項	第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項
1 経験を組織する場合の着眼点	1 指導上の一般的留意事項	1 一般的な留意事項		第1 指導計画の作成に当たっての留意事項
2 年・月・週・日単位の指導計画とその運営	2 指導計画作成上の留意事項	2 特に留意する事項		第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項
3 指導計画の改善				

総則の変遷（昭和31年以降）

※31年は「総則」ではなく、「幼稚園教育の目標」であることに留意）

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
第I章 幼稚園教育の目標	第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
<p>人間の成長発達は、一定の順序を踏みながら、継続的に進行する。もとより個人差や生活環境の相違があるから、たとえ同年齢のこどもであってもその成長発達の具体的な姿には差異がある。また、どんな人でも、赤ん坊からすぐおとなになるのではなく、幼児の時代、少年の時代を経て青年や成人になるという段階をたどるのである。そして、前の段階における成長のよしあしは、あとの成長に大きく影響する。しかも、この成長の過程にはくり返しが無い。だから、人間のよりよき成長発達を望むならば、心身発達の各段階において、最善の成長が促されるように努力する必要がある。</p> <p>ことに人間の一生において、幼児期の教育がいかに重大であるかということは、「三つ子の魂百まで」とも言われるように、昔からの常識になっている。発達心理学や教育心理学の研究は、この常識をいっそう科学的に裏づけている。したがって、幼児期の教育を受け持つ幼稚園は、特にこどもの性格形成の上からは非常に重要であるといわなければならない。</p>	<p>1 基本方針</p> <p>幼稚園は、教育基本法にのっとり、学校教育法に示す目的および目標を達成するために、次の基本方針に基づき、幼児の教育を行わなければならない。</p> <p>(1)幼児の心身の調和的な発達を図り、健全な心身の基礎を養うようにすること。</p> <p>(2)基本的生活習慣と正しい社会的態度を育成し、豊かな情操を養い、道徳性の芽ばえをつちかうようにすること。</p> <p>(3)自然および社会の事象について興味や関心をもたせ、思考力の芽ばえをつちかうようにすること。</p> <p>(4)人の話を聞く正しい態度を養うとともに、人にわかることばを使おうとする意欲を育て、ことばの正しい使い方を身につけるようにすること。</p> <p>(5)のびのびとした表現活動を通して、創造性を豊かにするようにすること。</p> <p>(6)幼児に必要な養護や世話をし、自主的、自発的な活動を促し、自立の態度を養うようにすること。</p>	<p>1 幼稚園教育の基本</p> <p>幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものであることを基本とする。このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。</p> <p>(1)幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。</p> <p>(2)幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。</p>	<p>1 幼稚園教育の基本</p> <p>幼稚園教育は、学校教育法第77条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。</p> <p>(1)幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。</p> <p>(2)幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。</p>	<p>第1 幼稚園教育の基本</p> <p>幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。</p> <p>1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。</p> <p>2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。</p>

総則の変遷（昭和31年以降）

※31年は「総則」ではなく、「幼稚園教育の目標」であることに留意）

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>学校教育法第77条では、幼稚園の目的を規定して、「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」と述べている。すなわち幼稚園教育の目的は、幼児にふさわしい環境を用意して、そこで幼児を生活させ、望ましい方向に心身の発達がよりよく促進されるように指導することにある。しかし、この目的は、幼稚園教育の意図すべき一般的な方向を指示したものであり、またきわめて抽象的、概括的である。そこで学校教育法第78条では、この一般的な目的を実現するための目標として、次の五項目を示している。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。2. 園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。3. 身近の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。4. 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。5. 音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。	<p>(7)幼児の心身の発達の実情をよく理解し、その個人差に応じて適切な指導を行なうようにすること。</p> <p>(8)幼児の生活経験に即し、その興味や欲求を生かして、総合的な指導を行なうようにすること。</p> <p>(9)地域の実態に即し、かつ、幼稚園の生活環境を整備して、適切な指導を行なうようにすること。</p> <p>(10)幼稚園教育は、小学校教育と異なるものがあることに留意し、その特質を生かして、適切な指導を行なうようにすること。</p> <p>(11)家庭との連絡を密にし、家庭における教育と相まって教育の効果をあげるようにすること。</p>	<p>(3)幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ発達の課題に即した指導を行うようにすること。</p>	<p>(3)幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。</p> <p>その際、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。</p>	<p>3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。</p> <p>その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。</p>

総則の変遷（昭和31年以降）

※31年は「総則」ではなく、「幼稚園教育の目標」であることに留意）

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>幼稚園教育の目的や目標は以上のとおりであるが、この目的・目標を達成するためには、幼稚園としての指導計画をたてなければならない。そのためには、まず、以上の教育の目標から、どのような内容が考えられるかをはっきりさせる必要がある。前に述べた教育の目標からも、ある程度の内容を考えることはできるが、指導計画を立案するためには、幼稚園教育の特殊性にかんがみてこの五つの目標をもっと具体的に、その内容を考える必要がある。</p> <p>幼稚園の幼児は、次に述べるような具体的な目標を達成するように指導されなければならない。</p> <p>1. 健康で安全な生活ができるようになる。 ○清潔・食事・排便・衣服・運動・休息などについての健康によい習慣がつく。 ○からだをじょうぶにし、いろいろな運動や動作が活発にできるようになる。 ○伝染病やその他の病気にかからないようになる。 ○けがやその他の災害から、身を守ろうとするようになる。</p>		<p>2 幼稚園教育の目標</p> <p>幼稚園は、幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であることを踏まえ、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。</p> <p>(1)健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。</p> <p>(2)人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。</p> <p>(3)自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。</p> <p>(4)日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようにすること。</p> <p>(5)多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。</p>	<p>2 幼稚園教育の目標</p> <p>幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切なものであり、幼稚園は、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法78条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。</p> <p>(1)健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。</p> <p>(2)人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。</p> <p>(3)自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。</p> <p>(4)日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようにすること。</p> <p>(5)多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。</p>	

総則の変遷（昭和31年以降）

※31年は「総則」ではなく、「幼稚園教育の目標」であることに留意）

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>2. 幼稚園内外における身近な集団生活に適應できるようになる。</p> <p>○身のまわりの始末が、ひとりであるようになる。</p> <p>○自分の仕事を進んでやり、終りまでやりとげようになる。</p> <p>○友だちと、仲よく親切に交わるようになる。</p> <p>○友だちといっしょに、仕事や遊びができるようになる。</p> <p>○友だちとの約束が守れるようになる。</p> <p>○親や教師のいうことを、注意して聞くようになる。</p> <p>○幼稚園や家庭の生活、道路の交通、遊び場などのきまりが守れるようになる。</p> <p>○自分や友だちの持物、幼稚園の物などをたいせつに使うようになる。</p> <p>○世の中のために働いている身近の人々に親しみを感じ、その仕事に関心をもつようになる。</p> <p>○幼稚園の行事、家庭や身近な社会の意義ある行事などに、興味をもつようになる。</p> <p>○道具や機械の便利なることに気づくようになる。</p>	<p>2 教育課程の編成</p> <p>(1)各幼稚園においては、教育基本法、学校教育法および同法施行規則、幼稚園教育要領、教育委員会規則等に示すところに従い、幼児の心身の発達の実情ならびに幼稚園や地域の実態に即応して、適切な教育課程を編成するものとする。この場合においては、第2章の健康、社会、自然、言語、音楽リズムおよび絵画製作の各領域に示す事項を組織し、幼稚園における望ましい幼児の経験や活動を選択し配列して、適切な指導ができるように配慮しなければならない。</p> <p>(2)幼稚園の毎学年の教育日数は、特別の事情のある場合を除き、220日を下ってはならないと定められている(学校教育法施行規則第75条)。</p> <p>(3)幼稚園の1日の教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節に応じて適切に配慮する必要がある。</p>	<p>3 教育課程の編成</p> <p>幼稚園においては、法令及びこの幼稚園教育要領の示すところに従い、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。</p> <p>(1)幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、入園から終了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。</p> <p>(2)幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き39週を下ってはならないこと。</p> <p>(3)幼稚園の1日の教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。</p>	<p>3 教育課程の編成</p> <p>各幼稚園においては、法令及びこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。</p> <p>(1)幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。</p> <p>(2)幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。</p> <p>(3)幼稚園の1日の教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。</p>	<p>第2 教育課程の編成</p> <p>幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。</p> <p>これらを踏まえ、各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。</p> <p>1 幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達</p>

総則の変遷（昭和31年以降）

※31年は「総則」ではなく、「幼稚園教育の目標」であることに留意）

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>3. 身近な自然に、興味や関心をもつようになる。</p> <ul style="list-style-type: none">○身近にあるものやできごとを、よく見たり聞いたりするようになる。○動植物に興味をもち、いたわるようになる。○天候や昼夜、季節の変化などに気づくようになる。○いろいろなものを集めたり、比べたりするようになる。○簡単な数や量や形などに関心をもつようになる。○道具や機械などに興味をもち、注意して見るようになる。○簡単な道具を扱えるようになる。 <p>4. ことばを正しく使い、童話や絵本などに興味をもつようになる。</p> <ul style="list-style-type: none">○経験したことや自分の思うことを、ひとに話せるようになる。○ひとの話や話を、じょうずに聞くようになる。○童話を喜んで聞くようになる。○興味をもって絵本などを見たり、絵について話したりするようになる。				<p>の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。</p> <p>2 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。</p> <p>3 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。</p>

総則の変遷（昭和31年以降）

※31年は「総則」ではなく、「幼稚園教育の目標」であることに留意）

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>5. 自由な表現活動によって、創造性を豊かにする。</p> <ul style="list-style-type: none">○歌ったり、動きのリズムなどをするに興味をもつようになる。○絵をかいたり、物を作ったりすることに興味をもつようになる。○簡単な音や色、形などがわかるようになる。○簡易楽器・クレヨン・はさみその他の用具や材料の使い方がわかるようになる。○自分の考えや気持ちを、音楽リズムや絵画製作で、自由に表現するようになる。○ごっこ遊び・劇遊びなどによって、生活感情を表現するようになる。				<p>第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など</p> <p>幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。</p>

第3章の変遷（昭和31年以降）

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>第Ⅲ章 指導計画の作成とその運営</p>	<p>第3章 指導および指導計画作成上の留意事項</p>	<p>第3章 指導計画作成上の留意事項</p>	<p>第3章 指導計画作成上の留意事項</p>	<p>第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p>
<p>幼稚園教育の目的や目標を実現するためには、幼児にどのような経験をさせたらよいかについては前章で明らかにしてきた。しかし、これらの内容が、ただ漫然と幼児に要求されるならば、その結果は幼児に無理をしいることになったり、経験に片寄りができたり、むだな重複があったり、順序が狂ったりして、よい教育はできないことになる。そこで、各幼稚園では地域や幼児の実情から、さきに述べた内容のうちから、どのような経験を選び、またどのような形で幼児に経験させたらよいかについてくふうしなければならない。そのためには、どうしても指導の計画を立案し、望ましい経験の組織を構成する必要がある。</p> <p>幼稚園の指導計画ということについては、ときとしてかなり懐疑的な考えを持たれることがある。それは、幼稚園の教育が、小学校や中学校のように、はっきり教科を設けて系統的に学習させるやり方とは違い、全体的、未分化的に生活を指導する形で行わなければならないという理由に基くこと</p>		<p>幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され適切な指導が行われるよう、次の事項に留意して調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成しなければならない。</p>	<p>幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、次の事項に留意して調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。</p>	<p>第1 指導計画の作成に当たっての留意事項</p> <p>幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。</p> <p>幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、次の事項に留意して調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。</p>

第3章の変遷（昭和31年以降）

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>が多いようである。しかし、総合的な指導には、計画がいろいろなとは言われない。それどころか、分化的、専門的にはつきりした順序系統で指導するときよりも、いっそう計画が必要だと言えよう。なぜならば、総合的という名のもとに、計画なしに指導が進められたならば、学期や学年の終りになって、指導が片寄っていたり、時間がむだに使われていたりすることに気づくことが多いであろう。ただし、実際の指導にあたっては、こうして計画された指導計画は、動きのとれない固定したものとして、そのまま実施するようなことなく、弾力性を持たせるように注意して運営されなければならない。</p> <p>1 経験を組織する場合の着眼点</p> <p>指導計画としての経験の組織は、年間を単位とするもの、月や週を単位とするもの、1日を単位とするものなどいろいろ考えられる。これら単位別の計画については、次のような点に配慮しなければならない。</p> <p>1. 幼児の発達程度に適應した計画を立案すること。</p> <p>幼稚園は、3才から小学校入学までの幼児を收容する。3才児と5才児の間には、心理的にも身体的にも大きな差があ</p>	<p>1 指導上の一般的留意事項</p> <p>幼稚園においては、第1章および第2章に示すところに基づき、次の事項に留意して、効果的な指導を行なうようにしなければならない。</p> <p>(1) 幼児の年齢の違いにともなう心身の発達段階や幼稚園で受けた教育経験などに即応して、適切に指導すること。なお、3歳児および集団生活に親しみにくいものなどに対しては、それぞれの実情に応じ特別な配慮を加えるようにすること。</p> <p>(2) 具体的な指導のねらいを明確にし、幼児の生活経験に即し、その興味や欲求を生かして、各方面にわたる豊かな経験や活動を行なわせるようにすること。</p> <p>(3) 幼児の個人的特徴や生活環境などを観察し、調査してよくこれを理解し、その行動や態度などを適切に指導すること。特に問題行動のある幼児、身体の虚弱な幼児、知恵の遅れた幼児などに対しては、その原因を究明し、適切な指導を加え、また、必要に応じて専門家に相談して適切に取り扱うようにすること。</p> <p>(4) 幼稚園内における好ましい人間関係をつくとともに、施設、設備、教具などの物的環境を地域や幼稚園の実態に即して適切に整え、個々の幼児</p>	<p>1 一般的な留意事項</p> <p>(1) 指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成すること。</p> <p>(2) 指導計画作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること。</p> <p>① 具体的なねらい及び内容は、幼稚園生活における幼児の発達の過程を見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、幼児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。</p> <p>② 環境は具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、幼児の生活する姿や発想を大切に、常にその環境が適切なものとなるようにすること。</p> <p>③ 幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々な変化するものであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援</p>	<p>1 一般的な留意事項</p> <p>(1) 指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成すること。</p> <p>(2) 指導計画作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること。</p> <p>ア 具体的なねらい及び内容は、幼稚園生活における幼児の発達の過程を見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、幼児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。</p> <p>イ 環境は具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、幼児の生活する姿や発想を大切に、常にその環境が適切なものとなるようにすること。</p> <p>ウ 幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々な変化することにより必要な援助をすること。</p>	<p>1 一般的な留意事項</p> <p>(1) 指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成すること。</p> <p>(2) 指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること。</p> <p>ア 具体的なねらい及び内容は、幼稚園生活における幼児の発達の過程を見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、幼児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。</p> <p>イ 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、幼児の生活する姿や発想を大切に、常にその環境が適切なものとなるようにすること。</p> <p>ウ 幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々な変化することにより必要な援助をすること。</p> <p>その際、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即し</p>

第3章の変遷（昭和31年以降）

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>る。同じ5才児でも、4才から入園した幼児と5才ではいったものとの間には、教育を受けた経験に差があるから、同じようには扱えない。このように、年齢や教育経験に伴う発達段階に応じて、経験の組織を立案しなければならぬ。</p> <p>2. 経験は、幼児の生活経験を基盤として、しぜんに展開するように組織すること。</p> <p>幼児の生活経験から遊離した指導計画は、幼児にとってなんらの実効がない。たとえば、遊び方一つをとってみても、地域によってどんなに違うことであろう。言語生活にしても同様である。このような実態に根ざさない計画は、幼児にとってふしげんであるばかりでなく、無理じいする結果となり、かえってゆがめられたものになってしまう。</p> <p>3. 幼児の住む地域社会の実態に即して計画を立案すること。</p> <p>地域社会の実態を全体的に調査するという事は、なかなか容易なことではない。それゆえ、さしあたり、その地域の幼児はどのような遊びをしているか、どのようなことばを使っているか、家庭の生活状態や教育に対する考え方的一般傾向はどうかを調査することから始めたらよからう。調査は当面必要と</p>	<p>が安定感をもっていろいろな経験や活動を行なうことができるようにすること。この際、遊具、絵本、視聴覚教材などの教具については、これを適切に選択して利用するようにすること。</p> <p>(5)入園当初においては、教師は個々の幼児に特に細かな心づかいをもって接し、できるだけ早く教師や他の幼児に親しませ、喜んで登園するように導き、幼稚園における生活に慣れさせ、安定した気持ちで幼稚園生活を楽しむことができるようにすること。特に幼稚園に親しみにくい幼児については、その原因を調べて適切な処置をするように努めること。また、長期の休暇が終わったとき、進級したとき、新入園児を迎えたときなど特定の時期においては、幼児の心身の状態に注意して、それぞれ適切な取り扱いをすること。なお、幼稚園修了前の幼児については、小学校へ進学する期待や心構えなどを育てるように配慮すること。</p> <p>(6)基本的な生活習慣の形成にあたっては、常に一貫した方針をもってより基礎的なものからくり返して指導し、しだいに身につくようにすること。この際、適切な賞賛や注意を与えてそれを促進し、他律から自律へ進むように配慮すること。また、豊か</p>	<p>助をすること。</p> <p>(3)幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ安定していく時期から、やがて友達同士で目的をもって幼稚園生活を展開し深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。</p> <p>(4)幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであるが、いずれの場合にも、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。</p> <p>(5)幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。</p> <p>(6)長期的に発達を見通した年、期、月などにわたる指導計画や、これとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、</p>	<p>展開していくことができるよう必要な援助をすること。</p> <p>その際、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。</p> <p>(3)幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期から、やがて友達同士で目的をもって幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。その際、入園当初、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。</p> <p>(4)長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの指導計画については、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動</p>	<p>て指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。</p> <p>(3)幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期から、やがて友達同士で目的をもって幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。その際、入園当初、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。また、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条第2項に規定する認定こども園をいう。)である幼稚園については、幼稚園入園前の当該認定こども園における生活経験に配慮すること。</p> <p>(4)幼児が様々な人やものとのかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼稚園生活が充実するようにすること。</p>

第3章の変遷（昭和31年以降）

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>するものから手がけ、その結果を有効に利用するようにしたい。P.T.Aなどで、父母の意見を聞いたり、ある特定の問題について討議する機会を作ったりすることも、地域社会の実態や必要を知る上に効果がある。</p> <p>4. 地域社会の特性を考慮するとともに、調和的な人間形成の重要性を忘れないこと。</p> <p>幼児の地域的な生活実態を重んじるということとは、ただその特異な実態のままに教育をするということではない。地域的な生活には、偏したもの、かたくななもの、一般に通用されないようなものもある。もともと、幼稚園が、商店街、住宅街にあるとか、都会地、いなかにあるということ自体が、その地域の幼児の生活圏に制約があることを意味する。幼児は、より広い社会に生活できる能力を持つように教育されなければならない。それゆえ、指導計画においても、地域社会の実態に即しながら、しかも同時に、より広い社会に生活できる幅の広い豊かな人間の形成を旨とするのを忘れてはならない。</p> <p>5. 健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画製作などのあらゆる側面にわたり、均衡のとれた計画を立案すること。</p> <p>もともと幼児の生活には、このような分化はない。六領域の</p>	<p>な情操の芽ばえをつちかうにあたっては、情緒の安定を図るとともに、幼児の生活の各方面にわたって、すぐれたもの、美しいもの、心を打つものなどに接しさせ、感じたことや思ったことをのびのびと表現する機会を多くもたせるなど適切に指導して、豊かな感情や感受性あるいは敬けんな気持ちなどの発達を促すようにすること。さらに、知識や理解の芽ばえをつちかうにあたっては、自分で考えたりくふうしたりするような経験を多くもたせて、いわゆる自己中心的な見方や考えからしだいに客観的な見方や考え方が生じてくるように適切に指導を行ない、いたずらに知識を詰めこんだり、理解を強要したりすることのないようにすること。</p> <p>(7)道徳性の芽ばえをつちかうにあたっては、日常生活における基本的生活習慣や、望ましい対人的な態度を、幼児の自主性を尊重しつつ身につけさせるとともに、教師の是認や否認などを通して、よい行動、悪い行動を区別できるようにし、さらに道徳的心情が内面的に深まるように配慮して、積極的にかつ根気強く指導するようにすること。この際、幼稚園のよいふんい気をつくるとともに、教師の人格や言動、友だちや家庭、あるいは地域社会の環</p>	<p>週、日などの指導計画については、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。</p> <p>(7)幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。</p>	<p>が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。</p> <p>(5)幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであるが、いずれの場合にも、幼稚園全体の教師による協力体制をつくりながら、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。</p> <p>(6)幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様なかわりをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業員など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。</p> <p>(7)幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などを積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。</p> <p>(8)幼稚園においては、幼稚</p>	<p>(5)長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの短期の指導計画については、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。</p> <p>(6)幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであるが、いずれの場合にも、幼稚園全体の教師による協力体制をつくりながら、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。</p> <p>(7)幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様なかわりをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業員など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。</p> <p>(8)幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ</p>

第3章の変遷（昭和31年以降）

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>区分は、あくまでも人為的、便宜的なものであるから、これは一応の目安にとどめどこまでも幼児の全一的な生活を理解して、総合的、調和的な経験ができるように組織をくふうする必要がある。</p> <p>6. 季節とか、幼稚園や地域社会の行事を考慮して計画を立案すること。</p> <p>幼稚園の指導計画としての経験の組織は、いわば、幼児の全体的な生活指導の組織である。幼児の生活は、季節の変化とか幼稚園や地域社会の行事によって、大きく影響される。それゆえ幼稚園の教育効果を高めるためには、これら季節や行事をじゅうぶん考慮において指導計画を立案する必要がある。</p> <p>7. 発達段階に応じた集団生活の指導をするように立案すること。</p> <p>これまで家庭で生活した幼児が、はじめて集団生活にはいるのであるから、あまり急激に集団生活のきまりをしいると、幼児の安定感を害し、身体的にも障害を与えるであろう。それゆえ、幼児の社会的興味や集団生活への適応性の発達に応じて、徐々に集団生活指導の程度を高めるように計画すべきである。学級全体とか、幼稚園全体としての集団生活</p>	<p>境が特に強い影響を及ぼすことに留意すること。</p> <p>(8)遊びの指導にあたっては、いろいろな形態や様式の遊びを経験させ、さらにそれを適切に発展させるようにし、幼児が喜んで遊びに集中し、個性ののびのびと発揮できるようにするとともに、経験を広めたり、創意をはたらかせたり、好ましい人間関係をつくったり、心情を深めたりすることができるようにすること。</p> <p>(9)幼児がみずから選んで行なう経験や活動の指導にあたっては、幼児の興味や欲求をじゅうぶん満足させるようにし、必要によっては教師も参加したり援助したりして、その経験や活動が効果的に発展するように配慮すること。また、グループで行なう経験や活動の指導にあたっては、グループの一員として安定感をもって相互に力を合わせるとともに、個々の幼児の興味や欲求に留意しながら、必要によっては教師も参加して、その経験や活動が効果的に発展するように配慮すること。さらに学級全体で行なう経験や活動を指導するにあたっては、望ましい共通の経験をもたせるとともに、個々の幼児の興味や欲求にも注意して、いずれの幼児もそれに喜んで参加できるように適切に配慮すること。</p>		<p>園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。</p>	<p>展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮すること。</p> <p>(9)幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。</p>

第3章の変遷（昭和31年以降）

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>ばかりでなく、少人数のグループ遊びや仕事の形における集団的、社会的な生活指導をすることがきわめてたいせつである。</p> <p>8. 個人差に応じる用意がなされていること。</p> <p>幼児は、単に年齢や教育経験によって発達を異にするばかりでなく、同じ年齢の幼児についてみても、身体的、知的、情緒的、社会的に、成長の質と量において差異がある。それゆえ幼稚園の教育では、集団的な生活指導をするとともに、個人差に応じた経験が満足されるような用意が必要である。たとえば、遊び道具とか、絵本や材料など、いろいろな種類のもを備えて自由に選択させるとか、お話・劇・音楽・運動などで、個々の幼児の自由な表現ができる機会を考慮するというようなことである。</p> <p>9. 指導計画に、豊かな弾力性をもたせること。</p> <p>どのような学校の指導計画でも、臨機応変の措置ができるような弾力性が必要であるが、特に幼稚園の指導計画については、このことがいっそう強調されなければならない。それは幼児の心は、青少年のそれに比べていっそう変りやすく、心身の抵抗力も弱いからである。したがってたとえ一応の計</p>	<p>(10)安全に関する指導にあたっては、家庭や地域社会の人々と協力して幼児を危険や災害から守り、特に登降園の途上における安全を確保するようにすること。また幼児が機敏に自分の身体を統御できるようにし、危険な場所や事物などをわからせ、安全についての理解を深め、さらに進んで交通安全の規則を守る習慣を身につけるようにするとともに、生命の尊さに気づくようにすること。なお災害防止のための訓練なども行なうようにすること。</p> <p>(11)幼稚園における行事の指導にあたっては、幼児の生活に変化やうるおいを与え、その充実に役だたせるように指導すること。なお、地域的な行事や全国的な行事などについては、その教育的価値をじゅうぶん検討し、適切なものを精選すること。また、国民の祝日などについては、幼児の心身の発達の程度に応じて、その意義を理解させ、それに親しみをもたせるようにすること。</p> <p>(12) 指導の過程や成果については、たえず反省や評価を適切に行ない、その改善に努めること。</p>			

第3章の変遷（昭和31年以降）

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>はできていても、天候や行事などの外的条件はもとより、その活動の様子によって賢明に判断し、適切に計画に調整を加えるような弾力性が用意されなければならない。</p> <p>10. 小学校の教育課程を考慮して計画すること。</p> <p>幼稚園の教育が小学校の教育と連絡を図るためには、幼稚園の教師は、特に小学校低学年の教育課程を理解する必要がある。それと同時に、小学校、なかでも低学年の教師が、幼稚園の指導計画を理解してくれるように望む必要がある。このような関連を密にするためには、近接の幼稚園と小学校の教師が合同の研究協議会を開くとか、教育委員会が中心になって、両者の関連を考慮した指導計画を研究するというようなことが有効である。</p> <p>11. 指導計画に適応した環境を構成し、管理の組織を考慮すること。</p> <p>本来ならば、まず指導計画ができて、その計画を実施するのにつごうのよい園舎や園庭、あるいは施設設備が整えられることが理想である。しかし現実には、かえって逆に、物的な環境施設によって、指導計画が左右されることが多い。それゆえ教師は、環境施設をできるだけ指導計画に即するよう</p>	<p>2 指導計画作成上の留意事項</p> <p>幼稚園においては、適切な指導を行なうために、次の事項に留意して、調和のとれた発展的、組織的な指導計画を作成しなければならない。</p> <p>(1)幼稚園や地域の実態を考慮し、幼児の心身の発達程度に応じ、具体的な指導のねらいを明確に設定し、これを達成するにふさわしい幼児の経験や活動を選択して配列すること。</p> <p>(2)幼児の経験や活動の選択、配列にあたっては、第2章に示す事項をじゅうぶん考慮するとともに、幼児の生活経験に即した適切なものを選び、それが相互に関連しあうように配列すること。</p> <p>(3)幼児の経験や活動の配列にあたっては、静的と動的、屋内と屋外、個人とグループなどのいろいろな経験や活動をかたよりなく指導できるようにすること。</p> <p>(4)季節、天候あるいは地域的な行事などの幼児に及ぼす影響をじゅうぶん考慮して、適切な指導を行なうようにすること。</p> <p>(5)1日の指導計画においては、特に、活動と休息、緊張と解放などを考慮して、幼児の経験や活動に調和と変化をもたせるようにすること。また、健康観察、</p>	<p>2 特に留意する事項</p> <p>(1)基本的な生活習慣の形成に当たっては、幼児の自立心を育て、他の幼児とかかわりながら活動を展開する中で生活に必要な習慣を身に付けるよう援助すること。</p> <p>(2)道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、幼児が他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き相手を尊重する気持ちで行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。</p> <p>(3)思考力の芽生えを培うに当たっては、遊びを通して気付いたり試したりする直接的な体験の中で知的好奇心を育て、次第によく見よく聞きよく考える意欲や態度を身に付けるようにすること。</p> <p>(4)安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害時に適切な行動がとれるよう</p>	<p>2 特に留意する事項</p> <p>(1)安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。</p> <p>(2)障害のある幼児の指導に当たっては、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮すること。</p> <p>(3)幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、盲学校、聾学校、養護学校等の障害のある幼児との交流の機会を積極的に設けるよう配慮すること。</p> <p>(4)行事の指導に当たっては、幼稚園生活の自然の流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼</p>	<p>2 特に留意する事項</p> <p>(1)安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害時の緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。</p> <p>(2)障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。</p> <p>(3)幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、特別支援学校などの障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。</p> <p>(4)行事の指導に当たっては、幼稚園生活の自然の流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるよ</p>

第3章の変遷（昭和31年以降）

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>に努力し、教育効果を最高度にあげるように努めなければならない。</p> <p>2 年・月・週・日単位の指導計画とその運営</p> <p>幼稚園をも含めて、すべて学校の指導計画は、こどもがその学校に在籍する全期間を通して立案されなければならない。幼稚園には、その収容する幼児の年齢によって、1年・2年・3年という教育期間の相違がある。5才児だけを収容する1年間の教育は4才児ないしは3才児を収容する2年あるいは3年間の教育を、単に圧縮したようなものではありえない。そこには年齢に応じた心身の発達段階に基く配慮と、1年ないしは3年という教育期間の相違から生じる指導計画構成上の差異に対する配慮とが払われなければならない。したがって、それぞれの幼稚園では、さきを示した幼児の発達上の特質や、経験などを参考とする場合、さらに、年齢差や在籍年数の相違に対する考察をも加えて、適切な指導計画を立案する必要がある。</p> <p>ところで、この在籍全期間の教育は、さらに年・月・週・日というような時間的単位によって具体的に計画されなければならない。次に、これらの時間的な</p>	<p>話し合い、食事などについて、必要によっては間食、午睡などについてもこれを適切に行なうことができるようにすること。なお、この場合幼児の個人差にも適切に対処できるように考慮すること。</p> <p>(6)年、月などにわたる長期間の指導計画においては、自然や社会生活の変化などに即応できるようにじゅうぶん弾力性をもたせること。なお、この場合において、幼児の経験や活動のまとまりを、いわゆる主題や単元として指導計画を作成するときは、第2章の各領域に示す事項を取り落としなく指導することができるように配慮すること。</p>	<p>ること。</p> <p>(5)心身に障害のある幼児の指導に当たっては、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮すること。</p> <p>(6)行事の指導に当たっては、幼稚園生活の自然な流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し適切なものを精選し幼児の負担にならないようにすること。</p>	<p>児の負担にならないようにすること。</p> <p>(5) 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために地域の人々に施設や機能を開放して、幼児教育に関する相談に応じるなど、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。</p> <p>(6) 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動については、適切な指導体制を整えるとともに、第1章に示す幼稚園教育の基本及び目標を踏まえ、また、教育課程に基づく活動との関連、幼児の心身の負担、家庭との緊密な連携などに配慮して実施すること。</p>	<p>にすること。なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないようにすること。</p> <p>(5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。</p>

第3章の変遷（昭和31年以降）

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>差による単位の計画を立案運営する場合の、おもな注意すべき事項を述べる。</p> <p>(1) 年単位の指導計画</p> <p>学年は、4月に始まって、翌年の3月に終る。この1年を単位とする指導計画においては、特に次の事項について注意すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 1年間の教育日数は、220日以上とする。2. 自然や社会生活の変化に応じる1年間の幼児の生活の流れを考慮して、しぜんに、しかも発展的に立案する。3. 2年間または3年間の指導計画を立案する場合、毎年、まったく新しい内容に切り替えるということは、技術的にも困難であり、かつ、幼児の生活のしぜんの流れにも即応できないことになろう。そうかといって、毎年同じことをくり返すということは、単に幼児の興味を害するばかりでなく、指導計画としても価値がない。そこでけっきょく、毎年、ある種の共通点を含みながら、しかも質的には内容の発展した指導計画を立案する必要がある。4. 年間計画は、さらに学期の区分を予想して立案されるべきである。生活指導を主眼とする幼稚園の指導計画では、学期の進行に伴う発展的扱いとか、休業期間中の配慮につい				<p>第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p> <p>1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮すること。また、以下の点にも留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。(2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。(3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。(4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。(5) 適切な指導体制を整備した上で、幼稚園の教師の責任と指導の下に行うようにすること。

第3章の変遷（昭和31年以降）

昭和31年

昭和39年

平成元年

平成10年

平成20年

でも忘れてはならない。

5. 小学校に併設してある幼稚園では、特に小学校の年間計画との関連を考慮する必要がある。

(2) 月単位の指導計画

年単位の指導計画は、月ごとの計画によって、いっそう具体化される。月単位の指導計画について特に注意すべき事項は次のようなものである。

1. 年間計画をよく見通した上で、月計画を再吟味する。ときには、年計画として立案したものが、実施時期に近づいたとき、適当でないと思われる場合もあろう。あるいはまた、当初、年間計画の立案に際して、気づかなかった点も新たに見つかるかも知れない。このようなときは、それ以後の計画を修正したり調整したりする。

2. 特に月単位で計画が作られている場合、ある月の計画に変更があつたら、それと関連する他の月の計画にもあらかじめ修正を加えておく。

3. 翌月の計画は、前月の中旬ごろに予定するのがよい。あまり遅くなると、準備その他でまにあわないことが起りやすい。

(3) 週単位の指導計画

幼児の生活では、一週間という期間が、ようやく具体性をもつ計画の時間的単位となる。

2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。

第3章の変遷（昭和31年以降）

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>週の計画をたてるには、月単位の計画がいつそう具体化されるというだけでなく、幼児の経験が連続的に展開されるように、細心の注意を払うべきである。また、週単位の指導計画について、特に注意すべき事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 週計画では、毎日の午前・午後を区分して経験の予定をたてる程度に具体化する。2. 週間のおもな生活について、単に教師ばかりでなく、幼児にも理解させ、できるだけ幼児の自主的、自発的な態度を刺激し、希望や期待をもって生活させるようにする。3. 今週の進展を考慮し、翌週の計画を修正したり調整したりする。 <p>(4) 日単位の指導計画</p> <p>1日を単位とする指導計画は、いわゆる日案と呼ばれるものであって、指導計画の最終的な、最も具体的、実践的なものである。この計画を作成するについては、次の諸点に注意すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 1日の教育時間は、4時間を原則とするが、季節、幼児の年齢を考慮して適切にきめる。2. 毎朝、必ず幼児の健康状態について注意する。3. 帰る前に、幼児の健康や身なりについて注意する時間をもつ。				

第3章の変遷（昭和31年以降）

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>4. その日のおもな計画について、教師と幼児が話し合う時間をもつ。このことは、幼児の自主的な活動を促進する上に、大きな効果がある。</p> <p>5. 毎日きまってすることも計画から欠かさないようにする。</p> <p>6. 自由遊びの時間と、学級としてまとまって活動する時間とのバランスを適切にする。学級としてまとまって活動する場合にも、できるだけ、幼児がのびのびと活動できるような機会を多くする。</p> <p>7. 1日の間に行われる経験に変化と調和をもたせ、かつ適当に休息させる。特に3才児を収容する幼稚園では、午睡をさせるのがよい。</p> <p>8. 室内と戸外の生活を適当に配分する。</p> <p>9. 1日の計画の実践に弾力性をもたせるよう特に配慮されなければならない。</p> <p>3 指導計画の改善</p> <p>教育の理論や実際は、かぎりなく進歩する。かつ個々の教師についても、年々、進歩向上がみられるはずである。したがって指導計画も、常に進歩改善されなければならない。指導計画の改善上、特に注意しなければならないことは、次の諸点である。</p>				

第3章の変遷（昭和31年以降）

昭和31年	昭和39年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>1. 指導計画を実施したら、必ず実施中に気づいた事項を記録しておく。記録は反省意識の表現であり、改善進歩の第一条件である。</p> <p>2. 指導計画を実践した結果は、必ず、幼児ひとりびとりの成長に現れる。この成長の経過は、幼児指導要録に記入される。この記入を契機として、平素の指導について強く反省させられる。したがって、指導要録は、単に個々の幼児の進歩の過程を記録して指導に役だてるばかりでなく、同時に、指導計画の改善にも、大いに関係をもつ資料となる。</p> <p>3. 指導計画の改善には、幼稚園の教師といろいろな専門家や実家、さらに地域社会の人々の協力と権威ある参考資料とを必要とする。教育委員会などで、これらの人々による常設の委員会をもつことが望ましい。</p> <p>4. 指導計画の改善は、徐々に、しかも、累積的に行われることが望ましい。</p> <p>以上、指導計画の改善は、現場の教師自身が心がけなければならない問題であり、しかもそれには地味な努力と忍耐とが必要であることはいうまでもない。今日、幼稚園の教育は、以前に比べて著しく進歩したとはいえ、なお多くの問題を包蔵</p>				

第3章の変遷（昭和31年以降）

昭和31年

昭和39年

平成元年

平成10年

平成20年

は、幼稚園の指導計画について、いっそう強い関心と努力とを払うべきであろう。もしも幼稚園の指導計画が、不断に、しかも健全に改善されるならば、幼稚園教育の将来に大きな希望が持たれ、はつらつとした日々の教育実践が約束されるにちがいない。

(参考) 総則の構成の変遷 (小学校)

昭和33年	昭和43年	昭和52年	平成元年	平成10年	平成20年
1 教育課程の編成 (授業時数等の取扱いを含む)	1 教育課程一般 (授業時数等の取扱いを含む)	授業時数の取扱い、道徳教育、体育等を含め1～8の項目に整理	1 教育課程編成の一般方針 (道徳、体育含む)	1 教育課程編成の一般方針 (道徳、体育含む)	1 教育課程編成の一般方針 (道徳、体育含む)
2 指導計画作成および指導の一般方針	2 道徳教育		2 内容等の取扱いに関する共通的事項	2 内容等の取扱いに関する共通的事項	2 内容等の取扱いに関する共通的事項
3 道徳教育	3 体育		3 授業時数等の取扱い	3 総合的な学習の時間の取扱い	3 授業時数等の取扱い
			4 指導計画作成等に当たって配慮すべき事項	4 授業時数等の取扱い	4 指導計画作成等に当たって配慮すべき事項
				5 指導計画作成等に当たって配慮すべき事項	

※総合的な学習の時間は総則の一部から独立した章立てへ移動

(参考) 各教科の目標の示し方の変遷① (中学校数学科の例)

昭和33年	昭和43年	昭和52年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>1 数量や図形に関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め、より進んだ数学的な考え方や処理のしかたを生み出す能力を伸ばす。</p> <p>2 数量や図形に関して、基礎的な知識の習得と、基礎的な技能の習熟を図り、それらを的確かつ能率的に活用できるようにする。</p> <p>3 数学的な用語や記号を用いることの意義について理解を深め、それらによって、数量や図形についての性質や関係を簡潔、明確に表現したり、思考を進めたりする能力を伸ばす。</p> <p>4 ものごとを数学的にとらえ、その解決の見通しをつける能力を伸ばすとともに、確かな根拠から筋道を立てて考えていく能力や態度を養う。</p> <p>5 数学が生活に役だつことや、数学と科学・技術との関係などを知らせ、数学を積極的に活用する態度を養う。</p> <p>以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として数学科の目標をなすものであるから、指導にあたっては、この点を常に考慮しなければならない。</p>	<p>事象を数理的にとらえ、論理的に考え、統合的、発展的に考察し、処理する能力と態度を育成する。</p> <p>このため、</p> <p>1 数量、図形などに関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め、より進んだ数学的な考え方や処理のしかたを生み出す能力と態度を養う。</p> <p>2 数量、図形などに関する基礎的な知識の習得と基礎的な技能の習熟を図り、それらを的確かつ能率的に活用する能力を伸ばす。</p> <p>3 数学的な用語や記号を用いることの意義について理解を深め、それらによって数量、図形などについての性質や関係を簡潔、明確に表現し、思考を進める能力と態度を養う。</p> <p>4 事象の考察に際して、適切な見通しをもち、論理的に思考する能力を伸ばすとともに、目的に応じて結果を検討し、処理する態度を養う。</p>	<p>数量、図形などに関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め、数学的な表現や処理の仕方についての能力を高めるとともに、それらを活用する態度を育てる。</p>	<p>数量、図形などに関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め、数学的な表現や処理の仕方を習得し、<u>事象を数理的に考察する能力を高めるとともに数学的な見方や考え方のよさを知り、それらを進んで活用する態度を育てる。</u></p>	<p>数量、図形などに関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め、数学的な表現や処理の仕方を習得し、<u>事象を数理的に考察する能力を高めるとともに、数学的活動の楽しさ、数学的な見方や考え方のよさを知り、それらを進んで活用する態度を育てる。</u></p>	<p>数学的活動を通して、数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則についての理解を深め、<u>数学的な表現や処理の仕方を習得し、事象を数理的に考察し表現する能力を高めるとともに、数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し、それらを活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てる。</u></p>
<p>5点の目標を示しつつ、その目標同士の関係について説明</p>	<p>総括的な目標の下に4つの具体的な目標を並べ、重点的なものに絞るために5点目の目標を割愛</p>	<p>数学教育の目標として中核的なものに限定して総括的に示す</p>	<p>「数学的な見方や考え方のよさ」を強調</p>	<p>「数学的活動の楽しさ」を追記</p>	<p>知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成と、数学の学習に主体的に取り組む態度を養うことにバランスよ</p>

昭和52年改訂における教科目標の示し方の変更
 指導内容の精選やや集約化、領域区分の整理統合と合わせ、各教科の目標を中核的なものに絞り、それを達成するための指導事項を基礎的・基本的なものに精選した。
 「従前では、各教科の目標は、総括的な目標の外に具体的な目標を数項目設けていたが、目標が網羅的になれば指導内容もそれに応じて網羅的になる傾向が見られた。そこで、各教科の目標と人間形成の関連を一層明確にし、その中核となるものに限定して総括的に示した。(略) これらの基礎的・基本的な事項を確実に身につけさせることを通して、児童生徒の創造的な能力の育成が図られることを期待することとされた」
 (小学校指導書一般編(昭和53年))

(参考) 各教科の目標の示し方の変遷② (小学校国語科の例)

昭和33年	昭和44年	昭和52年	平成元年	平成10年	平成20年
<p>1. 日常生活に必要な国語の能力を養い、思考力を伸ばし、心情を豊かにして、言語生活の向上を図る。</p> <p>2. 経験を広め、知識や情報を求め、また、楽しみを得るために、正しく話を聞き文章を読む態度や技能を養う。</p> <p>3. 経験したこと、感じたこと、考えたことをまとめ、また、人に伝えるために、正しくわかりやすく話をし文章に書く態度や技能を養う。</p> <p>4. 聞き話し読み書く能力をいっそう確実にするために、国語に対する関心や自覚をもつようにする。</p> <p>上に掲げた国語科の目標1は、国語料において指導すべき総括的な目標である。目標2および3は、国語料において具体的に指導すべき聞くこと、読むこと、話すことおよび書くことの活動について、その目標を掲げたものであるが、これらの指導にあたっては、常に目標1の達成を目ざすとともに、目標4との関連を考慮して行わなければならない。</p>	<p>生活に必要な国語を正確に理解し表現する能力を養い、国語を尊重する態度を育てる。</p> <p>このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国語で思考し創造する能力と態度を養う。 2 国語による理解と表現を通して、知識を身につけ、心情を豊かにする。 3 国語による伝達の役割を自覚して、社会生活を高める能力と態度を養う。 4 国語に対する関心を深め、言語感覚を養い、国語を愛護する態度を育てる。 	<p>国語を正確に理解し表現する能力を養うとともに、国語に対する関心を深め、言語感覚を養い、国語を尊重する態度を育てる。</p>	<p>国語を正確に理解し適切に表現する能力を育てるとともに、<u>思考力や想像力及び言語感覚</u>を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。</p>	<p>国語を適切に表現し<u>正確に理解する能力</u>を育成し、<u>伝え合う力を高めるとともに</u>、<u>思考力や想像力及び言語感覚</u>を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。</p>	<p>国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に関する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。</p>
		<p>昭和52年改訂における教科目標の示し方の変更 指導内容の精選やや集約化、領域区分の整理統合と合わせ、各教科の目標を中核的なものに絞り、それを達成するための指導事項を基礎的・基本的なものに精選した。 「従前では、各教科の目標は、総括的な目標の外に具体的な目標を数項目設けていたが、目標が網羅的になれば指導内容もそれに応じて網羅的になる傾向が見られた。そこで、各教科の目標と人間形成の関連を一層明確にし、その中核となるもの限定して総括的に示した。(略) これらの基礎的・基本的な事項を確実に身につけさせることを通して、児童生徒の創造的な能力の育成が図られることを期待することとされた」 (小学校指導書一般編(昭和53年))</p>			
<p>4点の目標を示しつつ、その目標同士の関係について説明されていた。</p>	<p>総括的な目標と4つの具体的な目標が並べられていた。</p>	<p>教育の目標として中核的なものに限定し総括的に示す</p>	<p>「思考力や想像力」を追加</p>	<p>「表現」を「理解」の前に移動 「伝え合う力を高める」を追加</p>	<p>変更なし</p>

(参考) 各教科の目標の示し方の変遷③ (高等学校外国語科の例)

昭和35年	昭和45年	昭和53年	平成元年	平成11年	平成21年
<p>1 外国語の音声に習熟させ、聞く能力および話す能力を養う。</p> <p>2 外国語の基本的な語法に習熟させ、読む能力および書く能力を養う。</p> <p>3 外国語を通して、その外国語を日常使用している国民について理解を得させる。</p> <p>以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として「外国語」の目標をなすものであり、「外国語」の各科目の目標のもととなるものである。指導にあたっては、各科目の目標とともに教科の目標の達成に努めなければならない。</p>	<p>外国語を理解し表現する能力を養い、言語に対する意識を深めるとともに、国際理解の基礎をつちかう。</p> <p>このため、</p> <p>1 外国語の音声、文字および基本的な語法に慣れさせ、聞き、話し、読み、書く能力を養う。</p> <p>2 外国語を通して、外国の人々の生活やものの見方について理解を得させる。</p>	<p>外国語を理解し、外国語で表現する能力を養うとともに言語に対する関心を深め、外国の人々の生活やものの見方などについて理解を得させる。</p>	<p>外国語を理解し、外国語で表現する能力を養い、外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を高め、国際理解を深める。</p>	<p>外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や相手の意向などを理解したり自分の考えなどを表現したりする実践的コミュニケーション能力を養う。</p>	<p>外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。</p>
		<p>昭和53年改訂における教科目標の示し方の変更 指導内容の精選やや集約化、領域区分の整理統合と合わせ、各教科の目標を中核的なものに絞り、それを達成するための指導事項を基礎的・基本的なものに精選した。</p> <p>「従前では、各教科の目標は、総括的な目標の外に具体的な目標を数項目設けていたが、目標が網羅的になれば指導内容もそれに応じて網羅的になる傾向が見られた。そこで、各教科の目標と人間形成の関連を一層明確にし、その中核となるもの限定して総括的に示した。(略) これらの基礎的・基本的な事項を確実に身につけさせることを通して、児童生徒の創造的な能力の育成が図られることを期待することとされた」</p> <p>(小学校指導書一般編(昭和53年))</p>			
		<p>教育の目標として中核的なものに限定し総括的に示す</p>	<p>外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、国際理解について追記</p>	<p>コミュニケーション能力に係る記述を追記</p>	<p>「コミュニケーション能力」に係る記述の変更</p>

各教科等における学年ごとの目標及び内容の示し方（小学校）

◆各学年の目標及び内容について、教科等によっては、単一の学年ごとに示しているもの、2学年まとめて示しているもの、学年ごとに分けて示しているものがある。各教科等における示し方は以下の通り。

国語

音楽

図画工作

体育

【第1学年及び第2学年】 【第3学年及び第4学年】 【第5学年及び第6学年】

社会

理科

【第3学年及び第4学年】 【第5学年】 【第6学年】

算数

【第1学年】 【第2学年】 【第3学年】 【第4学年】 【第5学年】 【第6学年】

生活

【第1学年及び第2学年】

家庭

【第5学年及び第6学年】

外国語活動

※各学年の目標については規定なし。内容は【第5学年及び第6学年】まとめて規定。

総合的な学習の時間

※各学年の目標及び内容については各学校において定めるとしている。

道徳

※各学年の目標については規定なし。

内容は【第1学年及び第2学年】 【第3学年及び第4学年】 【第5学年及び第6学年】に分かれている。

特別活動

※各学年の目標及び内容についての規定はなく、各活動ごとの目標及び内容を定めている。

（学級活動）内容は【第1学年及び第2学年】 【第3学年及び第4学年】 【第5学年及び第6学年】に分かれている。

（児童会活動）（クラブ活動）（学校行事）については、内容も学年ごとに分けて規定。

※クラブ活動については「主として第4学年以上の同校の児童を持って組織するクラブにおいて…」と記載されている。

◆社会の例(イメージ)

第1 目標

社会生活について…

第2 各学年の目標及び内容

【第3学年及び第4学年】 【第5学年】 【第6学年】

1 目標

(1)…

(2)…

⋮

2 内容

(1)…

(2)…

⋮

1 目標

(1)…

(2)…

⋮

2 内容

(1)…

(2)…

⋮

1 目標

(1)…

(2)…

⋮

2 内容

(1)…

(2)…

⋮

各教科等における各学年の目標及び内容の示し方（中学校）

◆各学年の目標及び内容について、教科等によっては、単一の学年ごとに示しているもの、2学年まとめて示しているもの、学年ごとに分けて、各分野ごとに分けて示しているものなどがある。各教科等における示し方は以下の通り。

国語

数学

【第1学年】 【第2学年】 【第3学年】

社会

理科

技術・家庭

※各学年の目標及び内容は規定はなく、各分野ごとの目標及び内容を定めている。

※社会においては、「内容の取扱い」で、「第1、第2学年を通じて地理的分野と歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第3学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させることを。」と規定されている。

※理科においては、各分野ごとの「内容の取扱い」で、どの項目をどの学年で取り扱うものとするかについての規定がある。

音楽

美術

【第1学年】 【第2学年及び第3学年】

保健体育

（体育分野） 【第1学年及び第2学年】 【第3学年】

（保健分野） ※各学年の目標及び内容については学年ごとに分けて規定。

外国語

※各学年の目標及び内容については学年ごとに分けて規定。

ただし、言語活動については、各学年ごとに配慮すべき事項が示されている。

道徳

※各学年の目標及び内容については規定なし。

総合的な学習の時間

※各学年の目標及び内容については各学校において定めるとしている。

特別活動

※各学年の目標及び内容についての規定はなく、各活動ごとの目標及び内容を定めている。

◆音楽の例(イメージ)

第1 目標

社会生活について…

第2 各学年の目標及び内容

【第1学年】

【第2学年及び第3学年】

1 目標

1 目標

(1)…

(1)…

(2)…

(2)…

⋮

⋮

2 内容

2 内容

(1)…

(1)…

(2)…

(2)…

⋮

⋮

⋮

⋮

(参考) 幼稚園の教育課程と指導計画について

教育課程について

○「教育課程」の定義、意義について、幼稚園教育要領の本体に記載はなく、解説の中で、教育課程の意義について以下のように言及している。

教育課程は、幼稚園における教育期間の全体を見通したものであり、幼稚園の教育目標に向かってどのような筋道をたどっていくかを明らかにした全体的な計画である。 …

また、教育課程は幼稚園における教育期間の全体を見通し、どの期間にどのようなねらいをもってどのような指導を行ったらいかがが全体として明らかになるように、具体的なねらいと内容を組織したものとする。

指導計画について

<幼稚園教育要領解説>

○「指導計画」の定義、意義について、幼稚園教育要領の本体に記載はなく、解説の中で、教育課程の意義について以下のように言及している。

指導計画では、この教育課程に基づいてさらに具体的なねらいや内容、環境の構成、教師の援助などといった指導の内容や方法を明らかにする必要がある。指導計画は、教育課程を具体化したものであり、具体化する際には、一般に長期的な見通しをもった年、学期、月あるいは発達の時期などの計画とそれと関連してより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期的な計画の両方を考えることになる。

<幼稚園教育要領解説>

(参考) 小学校の教育課程と指導計画等について

教育課程について

○「教育課程」の定義、意義について、学習指導要領の本体に記載はなく、解説の中で、教育課程の意義について以下のように言及している。

教育課程の意義については、様々なとらえ方があるが、学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であるとすることができる。

学校において編成する教育課程をこのようにとらえた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってくる。

・・・以上のことを要約すれば、学校において編成する教育課程は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画である。

<小学校学習指導要領解説 総則編>

全体計画と指導計画について

指導計画

指導計画は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。指導計画には、年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。

＜小学校学習指導要領解説 総則編＞

全体計画

学習指導要領では、道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動について、学校としての全体計画に基づいて、それぞれの指導計画を作成することとされている。

＜道徳＞ 小学校学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳（平成27年3月一部改訂）より

各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

＜総合的な学習の時間＞ 小学校学習指導要領 第5章 総合的な学習の時間 より

1. 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。 <略>

＜特別活動＞ 小学校学習指導要領 第6章 特別活動 より

1. 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学級や学校の実態や児童の発達の段階などを考慮し、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を 図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

(注)なお、いわゆる全体計画には、学習指導要領に規定されているもののほか、法令や法令に基づく計画等で作成することを求めているもののほか、各学校独自で作成しているもの、各教育委員会等が作成することとしているものなどがある。また、児童生徒への指導だけでなく、学校の管理運営や教職員の研修等を含めるものもある。